

ハッピー・ホテル加盟店規約

本規約は、株式会社USEN-ALMEX（以下「甲」という）が運営する「ハッピー・ホテル」（ウェブサイト及びこの名称で甲が提供するアプリを含み、以下「本サイト」という）への店舗情報の掲載及び各種サービスの利用に関し、本サイトへの掲載申込者（以下「乙」という）と甲との間で適用される契約条件を定めるものである。

第 1 条 (掲載の申込み)

- 乙は、本サイトにメニューについての情報及び店舗に関する情報（以下「コンテンツ」という）の掲載及び各種サービスの利用を希望する場合には、甲指定の申込書（以下「申込書」という）により、申込を行うものとする。
- 甲は、乙または乙の店舗が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込を承諾しない。
 - 第三者（店舗の従業員を含む。以下同じ）の財産権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利の侵害を是認し、またはそれを奨励する場合
 - 生命または身体に危険をおよぼす行為を是認し、または奨励する場合
 - 犯罪的行為を是認し、または奨励する場合
 - わいせつ性のある場合、公衆に嫌悪感をおぼさせる場合またはそれらを奨励する場合
 - 諸法令に違反する場合
 - 公序良俗に違反する場合
 - 甲のサービス運営を妨げ、またはサービスの信頼を毀損する場合
 - 虚偽事実または過度の誇張を含む場合
 - コンテンツ内容は適正であるが、業務実態が前 1 号から前 8 号のいずれかに該当している場合
 - その他本サイトにふさわしくないと甲が判断した場合
- 乙は本サイトの利用者（以下「利用者」という）に対し、乙が本サイトに掲載する全てのコンテンツが真実でありかつ適法であることを甲及び第三者に対して保証した上で申込を行うものとする。
- 乙は、発行した次のいずれかのクーポンを利用者が提示した場合、利用者にクーポン特典を提供しなければならない。
 - 本サイト上からプリントアウトされたクーポン
 - モバイル端末上に表示し利用するクーポンページ
- 甲が第 1 項の申込を承諾した場合には、甲と乙の間に本規約を内容とする契約（以下「本契約」という）が成立するものとし、甲は、本サイト上にコンテンツを掲載したページ（以下「加盟店ページ」という）を作成し、さらに、申込書記載の申込コース（以下「申込コース」という）の内容にコンテンツ管理画面の使用が含まれている場合には、甲は、乙に対しコンテンツ管理画面（以下「オーナー管理画面」という）を、乙が本契約ならびに甲乙間で適用される他の規約、ガイドライン、その他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）に従って使用することを許諾する（以下「オーナー管理画面を甲の利用に供することを「本サービス」という）。なお、本規約中のオーナー管理画面の利用に関する条項については、申込コースの内容に、オーナー管理画面の使用が含まれている場合のみ、適用されるものとする。
- 甲は本サイトを構成する要素全てについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。

第 2 条 (届出・通知事項)

- 乙は、第 1 条の申込に際し、次の事項を甲に届け出るものとし、次の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は、乙の負担とする。
 - 商号（屋号）、代表者名及び住所
 - 本サイトに掲載する乙の店舗の所在地

- 第 1 条第 1 項で定義したコンテンツ
- 掲載についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名及び電子メールアドレス、乙の連絡先電話番号・FAX 番号その他甲所定の事項
- その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 甲が届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 甲が届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信、または乙の FAX 番号に FAX を送信した場合には、当該電子メール及び当該 FAX は乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。
- 甲が乙への連絡事項を届出メールアドレス宛への電子メールによる通知、乙の住所へ書面の郵送による通知及び乙の FAX 番号への FAX による通知をした場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該連絡事項が上記方法にて前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は、乙に到達したものとみなす。

第 3 条 (権利の譲渡)

乙は、掲載する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第 4 条 (加盟店ページの開設)

甲は、第 1 条の申込を承諾した場合、本サイト上に乙の加盟店ページを開設する。

第 5 条 (コンテンツ)

- 乙は、甲の定める規格に従い、加盟店ページ上に掲載するコンテンツを提供するとともに、甲が本サイトにおいてコンテンツを利用すること（その利用に必要と甲が判断する範囲でのコンテンツの改変等を含む）を許諾するものとする。
- 乙は、前項を行うにあたり、次の事項を遵守する。
 - 本規約に反するコンテンツを提供しないこと。
 - 第 1 条第 2 項各号に定める事項に該当しないようにすること。
 - 前号のほか、甲所定の事項については必ず提供するものとする。
- 甲は、乙の加盟店ページを本サイト上に公開する前に、甲の定める規格に基づき乙のコンテンツの掲載審査を行うものとし、甲が当該コンテンツを本サイトに掲載しても良いと認めた場合は、その旨を乙に通知するとともに、加盟店ページの内容及びオーナー管理画面にアクセスするために必要となる ID 及びパスワード（以下「ID 等」という）を通知する。
- 乙は、前項の通り甲から通知された加盟店ページの内容を確認するものとし、その内容に間違い等の問題を発見した場合には、直ちに甲に対して申し出るものとする。甲からの通知後 3 営業日以内に、乙よりかかる申し出のない場合、甲は、当該内容に間違い等のないことを乙が承認したとみなすものとし、甲は当該加盟店ページを本サイト上に公開するものとし、甲は、公開後の当該内容の間違い等の問題につき、一切責任を負わないものとする。乙は、甲が加盟店ページを公開した時から、当該加盟店ページ及びオーナー管理画面を利用できる。
- 乙は、加盟店ページ掲載後、第 2 項その他本規約等に認められる範囲内で、オーナー管理画面を使用して、加盟店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、常に最新のコンテンツを利用者に提供するよう、努めるものとする。
- 乙は、自身で変更ができないコンテンツの内容については、甲に対して変更依頼を行うことができるものとする。

- 甲は、乙の作成したコンテンツが本サイトにふさわしくないと判断した場合には、その内容及び表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。
- 乙は、甲が将来新たに提供するサービスの中には、所定の申込手続きを経なければ提供されないサービス、有償によって提供されるサービス、申込みをしたにもかかわらず申込状況あるいは甲の審査その他甲の判断によって利用できないサービスがあることを予め承諾するものとする。
- 乙は本サイトのサービス画面デザイン、各サービス及びコンテンツ内容、その他、本サイト上の企画内容を、甲が予告なく変更する可能性があることを予め承諾する。
- 乙がクーポンを発行した場合は、乙の従業員に対し、クーポン特典を十分認知させ、利用者に提供する義務を負う。

第 6 条 (提携等)

- 乙は、甲が本契約に基づく現在及び将来にわたる全てのサービス業務を遂行しあるいは事業を拡充するに際し、継続的に第三者たる企業、組織または団体（以下「提携先」という）にコンテンツの提供及びさまざまな形態の業務提携を行うこと（あわせて以下「提携」という）について、異議なく承諾するものとする。
- 乙は、乙の店舗に、甲のコンピュータシステムを導入している場合、乙の事前の承諾のもと、甲が当該コンピュータシステムと本サイトとの連携を行い、加盟店ページ上に乙の店舗の空室及び満室状況の情報を表示することができるものとする。

第 7 条 (コンテンツ著作権等)

- 本サイト及び加盟店ページにかかる著作物については、甲が唯一の権利者として著作権（編集著作権、乙の創作したコンテンツを除く図面、文章、写真、プログラム等の著作権）を所有する。
- 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を加盟店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙が使用することについて許諾を受けなければならない。
- 乙は、甲に対し、前 2 項の乙または第三者の著作物について、甲が本サイトのプロモーション及びサービス拡充を目的として、本サイト内または提携先ないし提携先以外からのハイパーリンク、提携先ないし提携先以外へのコンテンツのデータ提供（提供先がその利用に必要と判断する範囲でのコンテンツの改変等の許諾を含む）等と判断する方法により無償で使用することを許諾する。また甲は乙に対し、乙のコンテンツの提供や活用の際して、乙の営業秘密を厳守する。
- 乙は、甲が前項に基づき提携先等にコンテンツを提供し、そのコンテンツが継続して、提携先等のメディアで利用される場合、提携先等の都合によってコンテンツの変更頻度が異なることを予め承諾する。
- 乙は、第 3 項に基づき提携先へコンテンツを提供する場合、提携先のコンテンツ掲載基準によっては、コンテンツの全部または一部を掲載できない場合があることを予め承諾するものとする。
- 乙は、サービスの利用に際し本サイト上で利用することとなる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の無体財産権を、甲の書面による許可なしにサイト外で利用してはならない。ただし著作権法によって許される場合は除く。

第 8 条 (業務委託)

甲は、乙のなんらの承諾なくして業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

第 9 条 (契約期間)

- 本契約の有効期間の開始日は、第 1 条により甲が乙の申込を承諾した日とする。

- 本サービスの利用開始日は本サイトへの公開日とし、利用開始日の属する月の翌月 1 日から起算して 1 年が経過する日を本契約終了日とする。ただし、契約期間満了 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約はさらに 1 ヶ月延長されるものとし、以後も同様とする。
- 本契約は、前項に定めるほか、次の事由のいずれかが生じたとき、終了するものとする。
 - 第 21 条に基づく乙の通知による解約
 - 第 22 条に基づく甲の通知による解約
- 本契約終了後も、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 22 条乃至第 24 条は存続するものとする。

第 10 条 (サービス利用料金)

- 乙は甲に対し、本サービスの利用開始日の属する月の翌月（以下「課金開始月」という）から本契約終了日の属する月まで、本サービスの利用料金として申込書記載の料金を支払うものとする。
- 乙は甲に対し、当月分の本サービスの利用料金を当月第 1 営業日限り、申込書記載の支払方法により支払うものとする。
- 乙が甲に対して支払った本サービスの利用料金は、乙の事情により途中で本契約が終了した場合には、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。
- 甲は、経済情勢の変動その他の事由により、本サービスの利用料金等を改定する必要があると判断した場合には、乙に対して改定の 1 ヶ月前までに通知することにより、変更を行うことができるものとする。
- 甲は、本条第 2 項に定める支払期日までに本サービスの利用料金の入金が確認できなかった場合には、本契約を解約することができる。この場合には、甲は乙に事前に通知の上、直ちに加盟店ページの削除等、全ての本契約に基づくサービスを停止することができるものとする。
- 乙は、本条第 2 項に定める支払期日を過ぎても乙が甲に対し支払うべき金銭債務を支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して実際の支払いの前日までの期間について年 14.6% の割合で算出した金額を延滞損害金として甲に対して支払うものとする。
- 乙が別途甲が定める「ホテナビ規約」に基づく契約（以下「ホテナビ契約」という）を締結している場合には、ホテナビ契約期間中は、本サービスの利用料金は発生しないものとする。ただし、ホテナビ契約が次のプランの場合に限る。
 - カスタムプラン
 - エクストラプラン
 - オフライン 2 プラン
 - オフライン 1 プラン
 - オフライン 0 プラン

第 11 条 (休止期間)

- 乙は、本サービスの利用を休止する場合には、甲に対して事前に甲所定の書面により通知し且つ甲が承諾を得るものとする。なお、休止期間を終了し本サービスの利用を再開する場合も同様とする。
- 甲は乙に対し、本サービスの利用の休止期間のうち休止期間が当月 1 日から当月末日まで該当する月については、該当月の本サービスの利用料金の支払いを免除するものとする。なお、乙が休止期間を終了し、本サービスの利用を再開した場合は、当該再開日の属する月分から本サービスの利用料金の課金も再開するものとする。

第 12 条 (守秘義務)

- 甲及び乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、予め相手方の書面による承諾を得た

場合には、この限りではない。

- 2 甲は、前項にかかわらず、本サイトの運営に必要な範囲で、グループ会社及びそのグループ会社または守秘契約を締結した提携先との間で、乙の機密事項を交換することができる。

第 13 条 (個人情報取扱い)

- 1 甲が取得した乙の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の諸情報(以下「個人情報」という)は、本サービスの提供に利用するほか、別途甲が定める「ハッピー・ホテルにおけるお客様の個人情報の利用目的」(以下「本利用目的」という)に記載の範囲で利用できるものとする。
- 2 甲は、事前の乙の同意を得ずに、第三者に乙の個人情報を開示または提供しないものとする。

第 14 条 (禁止事項)

- 乙は、以下の行為を行ってはならない。
- (1) 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 利用者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (4) 甲または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 甲と同種または類似の事業を行う行為
 - (6) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (7) 本サイトに關し、利用しうる情報を改ざんする行為
 - (8) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
 - (9) サーバーその他甲のコンピューターに不正にアクセスする行為
 - (10) その他甲が禁止行為として定める行為

第 15 条 (ID・パスワードの管理等)

- 1 乙は、第 5 条第 3 項に基づき甲から通知された ID 等について、善良な管理者の注意をもって、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行うものとし、ID 等の盗用、第三者による使用、不正使用その他の事故等により生じた損害については、甲は一切責任を負わない。
- 2 乙は、ID 等が盗用された場合や第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに甲にその旨連絡するとともに、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第 16 条 (本サービスの一時的な中断・停止)

甲は、次の事由により乙になんらの連絡なくして一定期間本サービスの提供を停止することができるものとする。この場合に乙は甲に対し本サービス停止による本サービスの利用料金等の返還、損害の補償等を甲に請求しないものとする。

- (1) 甲のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) コンピューター、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) 天災地変、火災、停電等甲の責めに帰することができない事由による停止
- (4) 甲が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスを乙に提供できない事由による停止
- (5) その他やむを得ない事情による停止

第 17 条 (本サービスの廃止)

- 1 甲は、合理的な事情により必要と認めた場合には、本サービスを廃止することができる。甲は、本サービスを廃止する場合においては可能な限り事前に、やむをえない場合は事後に、その旨を乙に通知する。
- 2 本サービスを廃止した場合の甲の責任は、本サービスの廃止後の期間のために乙が既に支払った本サービスの利用料

金があるときに、その支払済みの利用料金から本サービスの利用期間を引いた、未経過期間月(残月数)に相当する本サービスの利用料金の返還に限られるものとし、その他は乙に対しなんらの責任を負わない。

第 18 条 (掲載停止等)

- 1 甲は、乙が次のいずれかの事由に該当する場合には、乙の加盟店ページ掲載の停止、乙が表示したコンテンツの削除、加盟店ページ掲載停止理由の公表その他の措置を取ることができる。この場合には、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。
 - (1) 第 22 条第 1 項に掲げる事由のいずれかが生じたとき
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により利用者から苦情が発生したとき
 - (3) その他甲が利用者保護の観点等から加盟店ページ掲載停止等の措置が必要と判断したとき
- 2 前項に基づき乙が加盟店ページ掲載停止等の措置を受けている場合であっても、乙は第 10 条に基づく本サービスの利用料金の支払義務を負うものとする。

第 19 条 (免責)

- 1 甲は、乙が加盟店ページ掲載に関して被った損害(サーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく加盟店ページの全部または一部の滅失、掲載停止等によるものを含むが、それらに限られるが、またその原因のいかんを問わない)について、賠償する責任を負わない。
- 2 甲は、乙の事前の承諾なく、本サイトの仕様等の変更もしくは追加またはサイトの廃止を行うことができる。
- 3 乙の本サービスの利用に際して適用される、地方公共団体の制定する条例を含む全ての法令の確認及び遵守については、乙が一切の責任を負うものとし、甲に対して一切迷惑をかけないものとする。

第 20 条 (付属・追加サービス)

- 1 乙からの本契約に基づく本サービスに付属・追加するサービス(以下「付属・追加サービス」という)の申込に対して、甲が承諾をしたときに当該付属・追加サービスに関する契約は有効に成立する。
- 2 付属・追加サービスに関する事項で、付属・追加サービスの規約に定めのない事項については、本契約の規定を準用する。

第 21 条 (乙による本サービスの解約)

- 1 乙が本契約の有効期間内において、本契約を解約する場合には、解約する月の前月末日までに甲所定の書面により申入れるとともに、甲に対し本契約の有効期間に相当する本サービスの利用料金総額から既払いの本サービスの利用料金を控除した残額を一括にて支払わなければならない。
- 2 前項は、本契約の解約時に、乙が本契約に基づき利用していた本サービスの申込コースよりも、本サービスの利用料金の高い他のコースを、引き続き甲に対して申込み、甲が承諾した場合に限り、適用されないものとする。

第 22 条 (甲による本サービスの解除・解約)

- 1 甲は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合には、なんらの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の加盟店ページを本サイト及びサーバーから削除することができる。
 - (1) 本規約等に違反したとき
 - (2) 利用料金等の支払い債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払いを拒否したとき
 - (3) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分を申し立てを受けたとき

- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申し立てがされたとき
- (6) 前 4 号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (7) 解散または営業停止状態になったとき
- (8) 連絡が取れなくなったとき
- (9) 業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
- (10) 業務運営が公序良俗に反しまたは本サイトにふさわしくないと甲が判断したとき
- (11) 甲がコンテンツを本サイトのデータベースに登録した日から 6 ヶ月以内に第 5 条第 3 項に基づくコンテンツの掲載許可がされないとき
- (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断したとき
- (13) その他甲が乙との本契約の継続が困難であると判断したとき

- 2 甲は、理由のいかんを問わず、1 ヶ月前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。
- 3 前 2 項により本契約が終了した場合には、乙は、本契約終了日までの本サービスの利用料金を直ちに支払うものとし、未請求分についても甲からの請求があり次第、直ちに支払うものとする。
- 4 第 1 項または第 2 項により本契約が終了した場合であっても、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 23 条 (損害賠償額等)

- 1 乙は、本契約に違反し、または不正もしくは違法な行為を行ったことにより、甲または第三者に与えた損害について、甲または第三者に対し損害賠償の義務を負う。
- 2 前項の場合に乙が賠償すべき額は、甲が賠償請求権行使のために必要とした法的活動に要する費用(弁護士会の定める報酬規定に基づく弁護士費用を含む。以下同じ。)のすべてが加算された額とする。
- 3 乙は、乙の行為が原因で、利用者または第三者との間に紛争を生じた場合、直ちにその事実を甲に通知するとともに、甲ないし代理店に損害を与えないよう対処する義務を負う。
- 4 甲は、加盟店ページに掲載されているコンテンツによって行われた取引に起因する損害またはコンテンツが掲載されたことにより起因する全ての損害について一切の責任を負わない。これらの解決またはこれらに応じよう生じた損害は乙とその他の当事者間で解決するものとする。甲はこれらのトラブルに関するサポート業務も一切行わない。
- 5 甲は、乙が前項の義務を尽くすか否かにかかわらず、第三者との紛争に巻き込まれ、または損害を被むるおそれがある場合には、甲の判断により独自に対応を行うことができる。乙は、この場合に甲が自己の権利を防衛するための法的活動のため甲が支出する費用(弁護士費用を含む)を全て事前または事後に負担する。

第 24 条 (反社会勢力に関する表明・保証)

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自らが暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下これらを総称して「反社会的勢力等」という)ではないこと、反社会的勢力等の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、及び関係者等が反社会的勢力等の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対してなんら催告することなく本契約及び本契約に基づき甲乙間で締結された全ての契約を解除することができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力等である場合または反社会的勢力等であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐

術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

- (3) ことさらに、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力等である旨を伝えるなどした場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
- 3 前項各号のいずれかに該当した甲または乙は、相手方が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を相手方に求めることはできないものとする。

第 25 条 (準拠法、合意管轄裁判所)

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙の間で訴訟の必要を生じた場合には、訴訟額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条 (規約の変更)

甲は、甲所定の方法により乙に通知することにより、本規約等の内容を変更することができるものとする。

以上

付則

平成 19 年 5 月 1 日	制定
平成 22 年 10 月 1 日	改定
平成 25 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 9 月 1 日	改定
令和 4 年 5 月 1 日	改定
令和 6 年 9 月 1 日	社名変更に伴い改定